

コラム

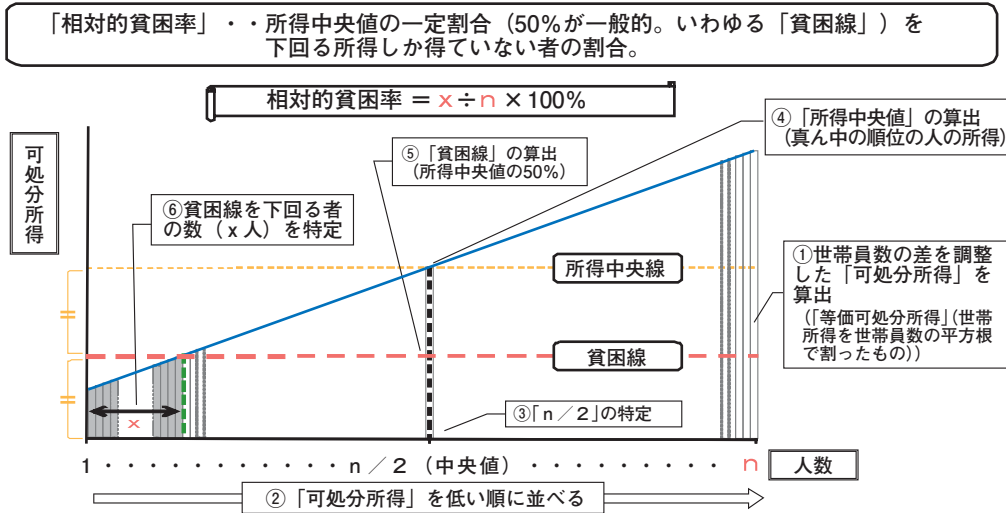
相対的貧困率とは？

「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合である。可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及

び固定資産税を差し引いたものをいう。また、保育サービスのような社会保障給付による現物給付が含まれていないことを注意する必要がある。

第1章

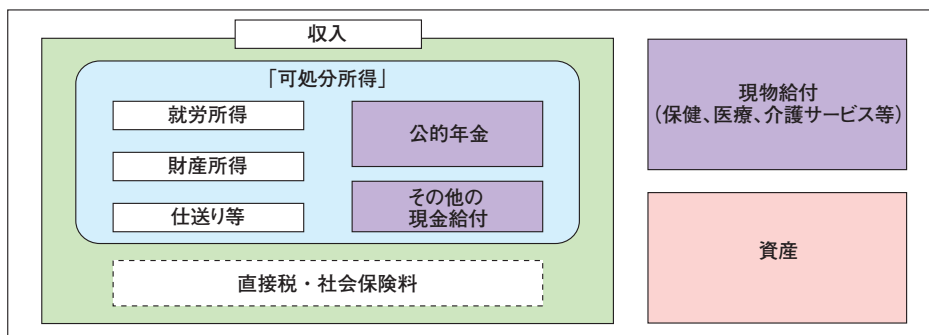
第1-1-14図 相対的貧困率



資料：厚生労働省資料

第1-1-15図 可処分所得に含まれるもの

相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」は、収入から直接税・社会保険料を除いたものである。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



資料：厚生労働省資料